明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○登記事務委任規則の一部を改正する省令（**法務**三六）　一

〔告　示〕

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**法務**五八二）　二

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**同**五八三）

○株式会社日本政策金融公庫法施行令附則第十一条の二の規定に基づき、国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業を定める件の一部を改正する件（**財務**三七二）

○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（**文化庁**五二）

○種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**一九一七）　三

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（**特許庁**九）

○船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件（**国土交通**一三六九）

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一三七〇～一三七三）

○航路標識に関する件（**海上保安庁**二一八～二二二）

○道路に関する件（**関東地方整備局**三九八、三九九）

○都市計画に関する件（**同**四〇〇～四〇二）

○道路に関する件（**北陸地方整備局**一一八、一一九）

○道路に関する件（**中国地方整備局**一七三～一七五）　四

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕

法務省　外務省　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

法　務　八

公証人任免（法務省）

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　九

最低賃金の改正決定に関する公示（千葉労働局最低賃金公示八、新潟同二、岡山同八、徳島同二～四、愛媛同三、佐賀同二）　一〇

国家試験

平成二十二年度特別支援学校教員資格認定試験合格者（文部科学省）　一〇

〔資　料〕

平成二十二年九月中国際収支状況（速報）及び平成二十二年度上期中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁　九

財団、有権者申出方、証票無効関係　一〇

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二七

会社その他

省　令

○法務省令第三十六号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十一月十九日

法務大臣　柳田　稔

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条　削除

第二条第三項を削る。

第五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

水戸地方法務局土浦支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）並びに同地方法務局下妻支局管内茨城県下妻市、坂東市、結城郡及び猿島郡境町に属する地域内の商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、水戸地方法務局で取り扱わせる。

第二十条第一項中「敦賀支局」の下に「及び武生支局」を加える。

第二十四条第一項中「及び宇部支局」を「、宇部支局及び萩支局」に改める。

第四十条中「岩見沢支局」を「小樽支局、岩見沢支局」に改め、「滝川支局」の下に「、倶知安支局」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年十二月十三日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条、第二条及び第五条の改正規定　平成二十二年十二月二十日

二　第二十四条第一項の改正規定　平成二十二年十二月二十七日